

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨
1	武藤猛議員 (一括項目方式)	<p>3. 暑さ対策について (1)学校 ①真夏日、猛暑の中での体育の授業について</p> <p>3. 暑さ対策について (1)学校 ②体育館の冷房について</p> <p>4. 校庭のくぎ事故について (1)本市の対応について</p>	<p>「湿度」、日射・輻射など「周辺の熱環境」、「気温」の3つを取り入れた熱中症の危険度判断指標WBGTに基づき、熱中症の未然防止に努めている。 各校では、WBGTの計測を行い、計測結果の掲示・校内放送で呼びかけ等で、教職員や児童生徒へ周知を図っている。それを基に体育活動内容の見直しや休み時間等の活動変更を促している。 WBGTが31を超える場合には、体育授業における運動は中止とし、保健分野の学習を行ったり、他教科の学習への振り替えなどの対応を行っている。 (指導課)</p> <p>市内全小・中・義務教育学校の普通教室、図書室や音楽室、パソコン室などの特別教室、職員室、保健室については空調機が設置されているが、体育館及び武道場については、断熱性能が未確保で冷房効率が悪いため、全ての施設で空調機は設置されていない。 厳しい暑さの今夏の体育館や武道場で行う授業については、WBGTを確認し、活動内容の見直しや運動を中止し、こまめな休憩と水分補給、体調管理の徹底、大型の扇風機の使用、一部の学校では局所的に冷やす冷風機の使用など様々な対策を講じている。 しかし、今後も異常な暑さが続くことが予想されるため、国県の暑さ対策の動向に注視するとともに、体育授業のあり方、環境整備の両面から検討していく。 (学校管理課)</p> <p>体育の時間に校庭に放置された釘で児童が裂傷を負う事故が発生したことから、校庭等の危険物の点検・除去等の実施に関する文部科学省からの通知を受け、5月18日に市内全小・中・義務教育学校に安全点検の通知をした。 各学校では、教職員や校務員が目視等により確認を行い、放置されたくぎやガラス片・尖った石などを除去した。 一方、校庭には、運動会、体育の授業等で整列の目印として使用中のくぎ等が埋められているが、限られた時間で準備をするために必要なもので、撤去が難しいことから、ビニールテープ等を付けて設置場所を記し、劣化した際には交換するなど、適切に管理しながら使用を継続していく。 今後は、適切な目印設置のルール作りを行っていく。金属探知機の利用も含めた適切な点検方法を検討し、保護者等の不安を払拭するため、点検及び対応状況についてホームページへの掲載を検討していく。 (保健給食課)</p>

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨
2	宇田貴子議員 (一括方式)	3. 住民参加で透明性のある 新中央図書館建設を求める (1)整備地決定に至るプロセスで住民からの意見集約は十分であったか (2)意思決定に住民参加を	<p>(1)新中央図書館の整備地については、8月8日の庁議において、東石川第4公園敷地を図書館の整備地に決定したところである。 中央図書館は市内全域からの利用が想定され、利用しやすく、中央館にふさわしい機能を備えた施設整備を行っていく必要があるため、基本計画策定時からアンケート調査、ワークショップ等を実施し、市民ニーズの把握に努めてきた。 6月下旬に地元の4自治会から要望書が提出されたことから、これまでの経緯も含めて説明し、意見交換を行った。今後も市民へのさらなる周知と理解が得られるよう努めていく。</p> <p>(2)整備地の決定にあたり、様々な手段で意見を集約し、評価表に反映させるとともに、外部有識者の意見も踏まえ、新中央図書館整備検討委員会において、総合的な観点から客観的に整備候補地の評価を行ってきた。 市議会文教福祉委員会や全員協議会において検討の経緯や評価の内容などについて、随時説明を行い、ご意見を賜りながら進めてきたところである。 今後も、様々な機会を捉え意見を伺いながら、幅広い世代に居心地よく利用していただける魅力的な新中央図書館の建設を進めていく。 (中央図書館)</p>
3	樋之口英嗣議員 (大項目方式)	1. 食の安全保障について (4)給食の地産地消について	<p>地産地消の取組みとして、農産物は、市学校給食会とJA常陸との物資売買契約に基づき、地域の生産者から優先的に地場産の農産物を購入することとしている。 米飯は、公益財団法人茨城県学校給食会から購入し、使用する米は100%市内産のコシヒカリとなっている。 水産物は、那珂湊漁業協同組合女性部に協力いただき、サンマやサバのつみれ汁、にこちゃんフライなど地場産の魚を取り入れた給食を実施している。 各学校においては、その日の給食で県内産・市内産の食材が使用されている場合には、給食の時間に校内放送で知らせるとともに、その食材に関連した本市の文化や特性を案内するなどの取組みを実施している。 学校給食において地産地消の取組をどのように推進すべきかについては、JA常陸のひたちなか地区学校給食部会に所属する生産者との意見交換会を行うなど、関係者及び関係団体とともに検討していく。 (保健給食課)</p>

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨
4	大久保清美議員 (一括方式)	1. 不登校対策について (1) 校内フリースクールについて (2) 小規模特認校について	<p>(1) 現在は、全ての中学校と義務教育学校において、不登校傾向にある生徒が登校した際に、授業の入っていない教員を時間毎に担当として割り当て、空き教室や相談室などで学習支援や教育相談等を行っている。今後は、那珂湊中学校を中心に、校内フリースクールの在り方について検討していく。さらに、校内フリースクールの設置に向けて、他市町村における情報を収集し、多様な学びの研究を行っていく。</p> <p>(2) 小規模特認校は、小規模校がその地域の特性を生かした特色ある教育を展開し、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学できる学校である。 小規模特認校の設置に当たっては、特別な教育活動の創出や環境の整備が必要であり、学校運営協議会等における保護者や地域との十分な協議や就学の条件整備が必要になってくると考えている。 「少人数特認校」と、不登校の状態にある児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成し文部科学省が指定した学校「学びの多様化学校」いわゆる「不登校特例校」とでは設置の目的が異なると認識している。今後、「学びの多様化学校」の研究を進めていきたいと考えている。 (指導課)</p>
5	鈴木道生議員 (大項目方式)	1. 中央図書館建替えを端緒とした勝田駅東口地区における公共施設などの整備と再配置と未来像について (1) 新中央図書館整備について	<p>(1) 昭和49年開館の中央図書館は、老朽化や収蔵能力の不足、エレベーターの未整備など、様々なニーズに応えられない状況であることなどから、平成27年に図書館協会から建て替えが必要であるとの答申を受け、市は平成28年に新中央図書館整備検討委員会を設置し、建替えについて総合的に調査・研究を行い、検討を進め、アンケート調査や市民ワークショップなどを実施し、市民ニーズを把握するとともに、調査・検討の結果を踏まえ、平成31年3月に「新中央図書館整備基本計画」を策定した。 コロナ禍における市の財政状況や社会情勢の急激な変化が生じたことや、市議会、公共施設・土地利用に関する調査推進特別委員会の審議提言を踏まえ、蔵書数や施設規模など整備計画を見直すとともに、整備候補地の評価においては外部有識者からの客観的な意見を取り入れ、また、コロナ禍においても市民の意見を聞く場を設けるなどしてきた。 整備地の決定に向けては、市民の意見の集約や外部有識者から意見をいただいた上で検討を行い、議会にも説明を行いながら、進めてきた。 9月定例会で補正予算を計上した理由については、中央図書館は老朽化が進み、バリアフリーへの対応ができていない状況から、早急に建て替えを行う必要が生じており、今般、東石川第4公園敷地を整備地として決定したことから、来年度は、速やかに設計業務に着手できるよう整備地の測量業務委託に係る補正予算を今回計上したものである。 中央図書館は市内全域からの利用が想定され、利用しやすく、中央館にふさわしい機能を備えた施設整備を行っていく必要があるため、基本計画策定時からアンケート調査、ワークショップ等を実施し、市民ニーズの把握に努めてきた。 整備地を決定するにあたっては、令和5年度施政方針において東石川第4公園を最適地とすることを表明し、6月議会におきましても8月には整備地を決定することについて答弁した。6月下旬に地元の4自治会から要望書が提出されたことから、これまでの経緯も含めて説明し、意見交換を行った。 今後の事業の進め方等の説明については、議会での審議ののち、地元の意向も踏まえながら自治会連合会と調整のうえ対応していく。 (中央図書館)</p>

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨
		<p>1. 中央図書館建替えを端緒とした勝田駅東口地区における公共施設などの整備と再配置と未来像について</p> <p>(2) 教育研究所について</p>	<p>教育研究所は、東石川小学校の旧校舎を活用し、昭和60年に開所した。</p> <p>現在は、教職員の指導力向上を図ることを目的とした「教職員研修」事業、教育上の諸問題について教育相談員や臨床心理士が児童生徒及び保護者、教職員等の相談に当たる「教育相談」事業、不登校対策として不登校児童生徒の心の居場所をつくり、社会的自立に向けた支援を行う教育支援センター「いちょう広場」の事業を実施している。</p> <p>複雑化、多様化する現在において、デジタル化の推進、様々な教育相談への対応、教育研究所の事業の重要性はますます高くなっていると考えているが、建築後63年が経過し老朽化が課題である。</p> <p>このため、教育研究所を設配置の最適化に取り組む公共施設マネジメントに位置付け、現在、教育委員会において、各事業を効果的に実施する観点から施設の今後の在り方について検討している。</p> <p>今後は、不登校対策の取り組みなど先進事例等の調査を行うとともに、関連する施設の在り方の検討を進めていく。</p> <p>(指導課)</p>

ひたちなか市の不登校の状況について

教育委員会事務局指導課

1 不登校児童

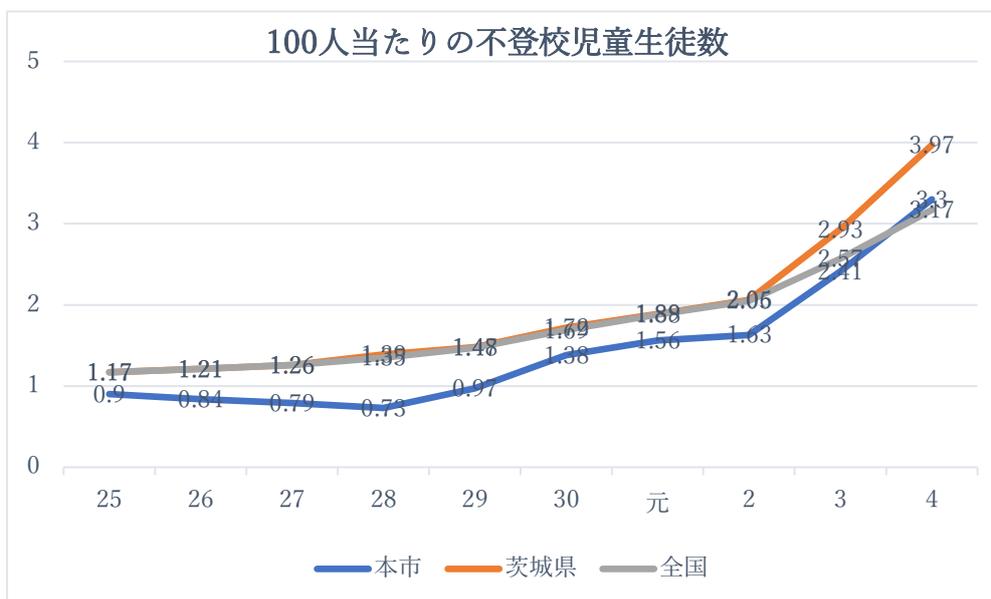
文部科学省は、不登校児童生徒とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義している。

2 本市の不登校児童生徒数の推移



平成28年度までは減少傾向であったが、その後、増加に転じ、コロナ禍の令和3年度からは急増している状況である。臨時休校や学級閉鎖、感染症不安による出席停止扱い等により、児童生徒及び保護者の欠席に対する意識が変化している。また、令和4年度は臨時休校がなく、授業日数が増加したことも要因の一つとして考えられる。

3 100人当たりの不登校児童生徒数の推移



本市の不登校児童生徒数は、全国、県と比較し、低い人数であったが、令和3年度からは急増しており、増加率は、全国・県より高くなっている。また、令和4年度の100人当たりの不登校児童生徒数は、県を下回っているが、全国よりも高くなっている。

4 不登校の要因

小学校	無気力・不安 40.8%	親子の関わり方 20.4%	生活の乱れ、あそび、非行 15.3%
中学校	無気力・不安 51.6%	生活の乱れ、あそび、非行 11.7%	学業の不振 9.0%

小学校・中学校ともに「無気力・不安」が最も多い。これは全国・県と同じ状況である。その他、小学校では、「親子の関わり方」「生活の乱れ、遊び、非行」、中学校では、「生活の乱れ、あそび、非行」「学業の不振」が多くなっている。

5 本市の不登校対策支援

(1) 不登校対策支援事業

① 教育相談員（教員免許状所有者又は臨床心理経験者）

ア 教育相談

幼児児童生徒の教育上の諸問題について、来所や電話、メールによる相談及び学校訪問による相談を通して、不安や悩みをもつ幼児児童生徒及び保護者、教職員からの相談に適切に対応する。

イ 教育支援センター「いちよう広場」

教育支援センターで心の居場所をつくり、集団への適応力を養う活動等を通して、社会的自立に向けた支援を行う。

② 心のサポーター（臨床心理専攻・大学生・大学院生）

長期欠席傾向の児童生徒に対し、心のサポーターが学校と連携しながら家庭訪問等を実施して、状況の改善に向けて支援する。

③ 絆サポーター（教員免許状所有者又は臨床心理経験者）

絆サポーターを那珂湊中学校に派遣し、学校と連携して那珂湊中学校区内の不登校児童生徒の再登校及び再発・発生防止に向けて支援する。

④ 心の教室相談員（教員免許状所有者又は臨床心理経験者）

いじめや不登校などの問題への対応を図るため、児童生徒や保護者、教職員からの相談にあたり、未然防止やその解消に努める。

⑤ 心の教室相談員②【家庭相談員】（社会福祉士又は精神保健福祉士）

いじめや不登校、暴力行為等の問題行動、貧困、虐待、ネグレクト、保護者の心的な病気など、複雑化多様化する問題に対して、教育・福祉の両面において、専門的な知識及び経験を有する相談員を派遣し、問題の背景や原因を見極めたうえで、環境改善や関係機関等とのネットワークを構築し、学校等と連携した対応により、問題の解決を図る。

⑥ いじめ・不登校相談センター「カウンセリングアドバイザー」（臨床心理士又は公認心理師）

臨床心理士の資格をもつカウンセリングアドバイザーを配置し、いじめや不登校、発達障害による学校不適応等の児童生徒やその保護者、担任等に対して、専門的な見地から助言を行い、早期対応に努める。カウンセリングアドバイザーと教育研究所の教育相談員、学校に派遣している心の教室相談員や心のサポーター、絆サポーターとの連携を通して、相談機能の更なる充実を図る。

(2) 魅力ある学校づくり推進事業

全小・中・義務教育学校で、全ての児童生徒を対象とした「居場所づくり」や「絆づくり」を進めることにより不登校やいじめ等の未然防止につながり、「新たな不登校を出さない」ことを目的とした、魅力ある学校づくりの推進をする。

6 文部科学省「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLOプラン）

(1) 取組強化の方向性

令和5年3月31日に不登校児童生徒が増加する中で、文部科学省では「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLOプラン）【資料参照】が取りまとめられ、本プランを踏まえた不登校対策の速やかな推進が求められている。

主な取組としては、①～④の4点となっている。

① 不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備

仮に不登校になったとしても、小・中・高等学校を通じて、学びたいと思ったときに多様な学びにつながるができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

ア 不登校特例校（学びの多様化学校）の設置

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる。

イ 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置

自分の学級に入りづらい児童生徒について、学校内に落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境があれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待される。各学校においては、支援スタッフ等の活用や学校ボランティア等の協力も得つつ、空き教室や空いているスペースを利用する等して、こうした機能を有する校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）を設置することが望まれる。

ウ 教育支援センターの支援機能等の強化

教育支援センターには、不登校児童生徒本人への支援に留まらず、その保護者が必要とする相談場所や保護者の会等の情報提供や域内の様々な学びの場や居場所につながるができるようになるための支援等を行うことが期待される。

エ 教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施

不登校により自分の教室で授業を受けられない場合であっても、自宅等において1人1台端末等を用いて配信された授業を受講する等の支援により、学習の遅れを取り戻すことが期待さ

れる。また、自宅等においてICT等を活用した学習活動については、可能な限り、指導要録上出席扱いとするとともに、学習評価を行い、その結果を評定などの成績評価に反映することが望まれる。

オ 柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめや教員による体罰や暴言等の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合、こうした問題の解決に真剣に取り組んだ上で、適切な教育的配慮の下に学級替えや転校の措置を活用することも可能であり、児童生徒又はその保護者が希望する場合には丁寧な相談を行うことが求められる。

② 不登校児童生徒の保護者への支援

不登校児童生徒の早期支援のためには、その保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるようにすることが重要である。このため、教育委員会等において域内の教育支援センターや相談機関、保護者の会、フリースクール等の民間施設や多様な居場所等に関する相談窓口を設け、必要な情報を整理し提供することが求められる。

③ 早期発見・早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携強化

児童生徒の心身の状態の変化の早期発見や、児童生徒や保護者の包括的な早期からの支援のため、地方公共団体の福祉部局と教育委員会との連携を強化することが求められる。

④ 学校の風土の「見える化」

学校の風土と欠席日数の関連を示す調査研究があり、学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校風土や雰囲気把握し、関係者が共通認識をもって取り組むことにより、安心して学べる学校づくりを進めることが期待される。

7 校内教育支援センターの設置（校内教育支援センター支援員の配置）

現在、学校ではこの環境を整備するために、保健室や余裕教室等を利用して、授業のない教員や養護教諭等が学習支援の対応をするなど、各学校で対応している状況である。

そこで本市では、校内教育支援センターとして、余裕教室等に児童生徒の相談や学習支援を行う校内教育支援センター支援員を配置し、学校（学級）には登校できない児童生徒に対し、その子に合った支援をする場所を整備していきたいと考えている。

これにより、児童生徒や保護者にとっては、

- ①学校は家から近く通いやすい場所であること
- ②児童生徒が教室に入りにくいと感じたときに気軽に入れる居場所であること
- ③校内教育支援センター支援員が常駐するため、児童生徒が信頼感や安心感をもって利用することができること

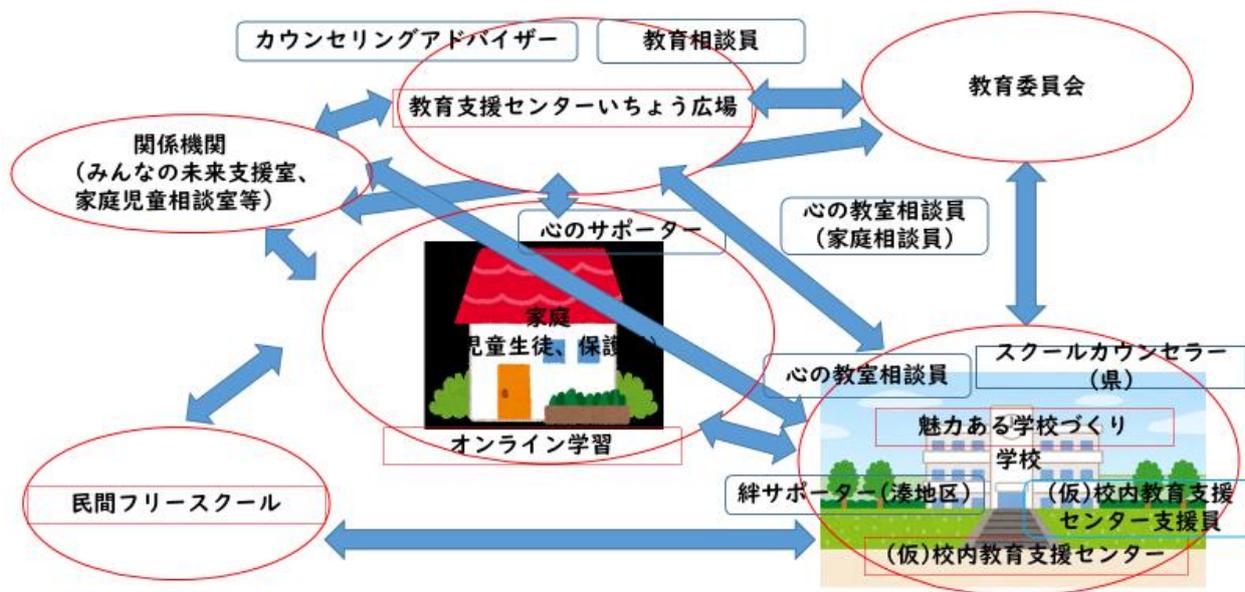
等の効果が期待できる。

また、学校にとっては、

- ①教職員にとって、現在、授業のない教員が対応をしている時間の負担軽減を図ることができること
 - ②支援員が中核となることにより、児童生徒の状況や学習内容を継続的に把握できること
- 等、より児童生徒の状況に寄り添った支援が期待できる。

本市においては、那珂湊中学校において絆サポーターを校内に配置して、支援を行ってきたところである。更に校内教育支援センターとしての機能を充実・強化させ、モデル校として他の学校にその取組を広げていきたい。

ひたちなか市不登校対策支援事業



8 教育研究所移転について

教育研究所は、東石川小学校の旧校舎を活用し、昭和60年に開所した。現在、建築後63年が経過し、施設の老朽化が課題となっている。

現在、教育研究所では様々な事業が実施されている。主な事業としては、

- 「教職員研修」事業
 - ・教職員の研修の充実を図り、教職員の資質の向上を図る。
- 「教育相談」事業
 - ・幼児・児童生徒の教育上の諸問題について、電話やメール、来所による相談を行う。
- 教育支援センター「いちょう広場」
 - ・心の居場所をつくり、カウンセリングや所外活動などの体験活動を通して社会的自立に向けた支援を行う。

等があげられる。

現在、施設配置の最適化に取り組む公共施設マネジメントを位置付けており、各事業を効果的に実施する観点から、施設の今後の在り方について検討を重ねている。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

○ 小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受
けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒ 不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思っただ時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。
○ 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思っただ時に学べる環境を整える
仮に不登校になつたとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思っただ時に多様な学びにつなげることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

○ 不登校特例校の設置促進 (早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称)。

○ 校内教育支援センター (スペシャリストルーム等) の設置促進 (落着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置)

○ 教育支援センターの機能強化 (業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究)

○ 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障 (不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に)

○ 多様な学びの場、居場所の確保 (こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映)

実効性を高める取組

- エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施 (一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握)
- 学校における働き方改革の推進 ○ 文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため
1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

○ 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進 (健康観察にICT活用)

○ 「チーム学校」による早期支援(教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化)

○ 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援 (相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援)

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 学校の風土を「見える化」(風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示)
- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善 (子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現)

○ いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底

○ 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進

○ 快適で温かみのある学校環境整備

○ 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に